

## 静岡県立大学附属図書館長の任期及び選考に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学学則第 14 条に規定する附属図書館長（以下「館長」という。）の任期及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 館長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 任期の途中で館長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の事由)

第 3 条 館長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 館長の任期が満了するとき。

(2) 館長の辞任を学長が理事長に申し出たとき。

(3) 館長が前 2 号以外の事由で欠員となったとき。

(選考の時期)

第 4 条 館長候補者の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

(1) 前条第 1 号による場合は、任期満了日前 1 月までに選考を完了する。

(2) 前条第 2 号又は第 3 号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。

(館長候補者の選考)

第 5 条 学長は、静岡県立大学の専任教授のうちから館長候補者を選考し、理事長に申し出る。

(任命の手續)

第 6 条 理事長は、前条の規定による申出を受けた館長候補者を、館長として任命する。

(委任)

第 7 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。